

桐生市立黒保根学園「学校いじめ防止基本方針」

本基本方針は「いじめ防止対策推進法（平成２５年制定）」及び「桐生市いじめ防止基本方針（平成３０年３月改正）」を参考に策定した。今後、法律や方針の改正ごとに見直して、改訂していく。

１ いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え

【いじめの未然防止について】

いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得るものであるということを前提に考える。黒保根学園のすべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めていくことでいじめの未然防止につながると考える。

【いじめの早期発見について】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる場合もある。そのため、けんかやふざけあいであっても、いじめに該当するか否かを判断する。また、すべての児童生徒がどの教職員にも相談しやすい雰囲気や環境を作っていくことで、いじめの早期発見につながると考える。

【いじめの解消について】

いじめがあることが発見された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で複数の教員で適切に指導する等の対応を組織的に行うこと、さらに、その後、被害者やその家族に寄り添った対応を行うことで解消につながると考える。

２ いじめ防止等の対策のための組織

（１）組織の名称

いじめ防止対策委員会

（２）組織の構成員等

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導主任、各ブロック主任、養護教諭から構成する。場合によっては、該当担任・担当、部活動顧問、スクールカウンセラー、教育相談員等も必要に応じて組織に加える。

（３）主な役割

構 成 員	役 割
校長・教頭	・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮 ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成 ・PTA、地域、家庭との連携・協働する体制の構築

教務主任	・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理
生徒指導主事 生徒指導主任	・いじめの問題について校内の研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解 ・いじめ問題に関する情報収集と記録 ・生徒指導部会の実施
養護教諭 教育相談主任	・保健室における相談状況報告 ・保健室の活用についての提案 ・教育相談部会の実施 ・気になる生徒への対応
ブロック主任	・いじめに関するアンケートの集約・学年の状況報告 ・いじめ防止活動についての学年の取組を提案、報告
スクール カウンセラー	・加害・被害児童生徒や保護者への対応、学校相談体制へのアセスメント ・生活アンケートをもとにした、児童生徒との面談実施（年に1回）
教育相談員	・必要に応じて個人及びグループ面談の実施、授業参観、希望保護者との面談

（４）活動の概要

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

- ①未然防止の推進（いじめ防止活動計画の作成、計画に基づく取組の実施、日々の授業と道徳教育の充実）
- ②いじめの早期発見（児童理解や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、アンケート・個別面談や相談の受け入れ及び集約、スクールカウンセラーや教育相談員との連携・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報等の集約）
- ③いじめの解消（いじめの発見後の組織的な対応、当該児童生徒や学級への指導、指導後の被害者やその家族に寄り添った対応）

3 いじめの防止等に関する取組

（別表）

4 年間計画

○目標 全ての児童生徒がいじめを防ぐ意識を高められるようないじめ防止活動の実践を通して、誰に対しても思いやりのある行動がとれる学校の雰囲気をつくる。

○目標達成のための取組

- ・様々な学校行事を通して児童会や生徒会からの発信
- ・全校集会の場での「いじめ防止フォーラム」や「いじめ防止子ども会議」等の内容等の報告
- ・たてわり遊びの充実とめあて・ふりかえりの実施

月	児 童 生 徒・職 員 の 活 動	いじめ防止委員会
4 月	・前年度の引継ぎ資料による児童生徒の状況確認（職員） ・今年度のいじめ防止基本方針の確認・研修（職員） ・スクールカウンセラーとの情報交換、共通理解 ・いじめ防止活動年間計画の作成 （1年生を迎える会での遊び、なかよし班編制、たてわり遊びの開始）	計画（PLAN）
5 月	・二者面談による家庭での様子の把握（保護者・職員） ・春のいじめ防止強化月間 （児童生徒会によるあいさつ運動） ・ハイパー QU による学級の実態把握、結果を受けての個別の対応 ・運動会による異学年交流、団結力の強化（児童生徒）	実践（DO）
6 月	・児童生徒総会で児童生徒会が主体となったいじめ防止についての取り組みについて話し合う（児童生徒会） ・教育相談員による面談（児童・生徒・教育相談員） ・児童生徒（会）によるいじめ防止啓発活動（児童生徒会） ・七夕集会での児童会からの願い事発表 （いじめを防ぐ内容のもの）	学校だより、HP などによる啓発活動 学校評価アンケート①
7 月	・情報モラル講習会（7，8，9年） ・12地区「いじめ防止フォーラム」 （代表児童生徒によるフォーラムへの参加）	いじめ防止の取組 の検証と改善 評価（CHECK ①）
8 月	・ハイパー QU による学級の実態把握、児童生徒・学級の変容を分析 ・全校集会で、フォーラムの内容報告	実践（DO）
9 月	・教育相談による面談（児童・生徒、保護者・職員）	
10 月	・情報モラル講習会（4，5，6年） ・冬のいじめ防止強化月間 ・人権学習週間 （校長による人権講話、人権映画の視聴等）	
11 月	・人権教育と連携した児童集会における全員遊び ・児童・生徒（会）によるいじめ防止啓発活動（児童生徒会） ・市いじめ防止子ども会議への参加 ・児童生徒集会で（全校集会で）全校児童生徒へ会議の報告	学校評価アンケート② いじめ防止の取組 の検証、改善 評価（CHECK ②）
12 月	・豆まき集会での、児童会から「追い出したい鬼」の発表 （いじめを防ぐ内容のもの）	次年度の方針を検討・
2 月	・次年度に向け取り組みの振り返り・評価・研修・計画の改善	引継ぎ資料の作成 行動（ACTION）

3 月	
【定期的な活動】 ○毎日・・・生活ノートからの生徒の状況把握（7，8，9 年） ○毎月・・・いじめに関するアンケートの実施（全学年） ○日常・・・授業、給食、清掃、休み時間、部活動等の学校生活における全職員の観察、情報共有 ○実態に応じて・・・「二者面談」の実施。	

5 関係機関との連携

（１）いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合、また発生の疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。

- ・東部管内の児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
- ・いじめ相談窓口の周知
教育相談所 22-6327 学校教育課 46-1111（内線 088）
- ・ヤングテレホン・ヤングメールの活用

TEL：0277-44-1100 Mail：y-mail@city.kiryu.gunma.jp

（２）いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。また、平素より定期的に連携を図り、いじめ防止等の対策を行う。

7 評価の実施

- （１）いじめ防止等の取組について理解してもらえよう、保護者会や、学校通信、ホームページ等で周知する。
- （２）アンケート結果を基に、児童生徒がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止につながる活動を学級および児童会、生徒会行事で行う。
- （３）学校評価において、いじめ問題への取り組み等について児童生徒、教職員等の自己評価・保護者等の客観的評価を行い、随時改善に努める。